**第５章**

**計画の推進に向けて**

## １　推進体制

### **総合的な推進体制**

障害福祉サービス等や障害児通所支援等の提供等を円滑に実施するため、障害者総合支援法第89条の３の規定に基づく「富山市障害者自立支援協議会」を設置しています。富山市障害者自立支援協議会は、福祉、医療・保健、教育、就労などの分野の支援者や有識者、障害者団体等の代表者などにより構成し、幅広い意見の聴取に努めています。

第７期富山市障害福祉計画・第３期富山市障害児福祉計画の推進にあたっては、富山市障害者自立支援協議会において、障害福祉サービス等や障害児通所支援等の提供状況等について協議するとともに、関係部局との連携や市民との協働の一層の推進を図ります。

### **関係機関との連携支援体制**

関係機関との緊密な連携を図るため、障害者総合支援法第89条の３の規定に基づく「富山市障害者自立支援協議会」を設置しています。また、富山市障害者自立支援協議会に相談支援ワーキングと課題ごとの専門ワーキングを設け、関係機関とのより綿密な連携、協議を行っています。

障害のある人に対する虐待の防止に向けては、富山市障害者自立支援協議会に権利擁護部会を設け、警察、弁護士会、法務局、富山県障害者権利擁護センター、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、民生委員・児童委員、関係職員などからなるネットワークの構築に取り組むとともに、必要に応じて、ケース会議を開催するなど、関係機関の連携を図っています。

今後も、富山市障害者自立支援協議会を通じて、関係機関と緊密に連携し、障害のある人の支援やその体制の整備を図ります。

## ２　進捗管理

### **進捗の把握と分析・評価**

第７期富山市障害福祉計画・第３期富山市障害児福祉計画に示す成果目標については、毎年、進捗を把握し、分析・評価を行い、その結果を富山市障害者自立支援協議会に報告します。なお、活動指標（障害福祉サービス等と障害児通所支援等の見込量）については、適宜、進捗の把握に努めます。

### **計画や方策の見直し**

第７期富山市障害福祉計画・第３期富山市障害児福祉計画の成果目標の分析・評価の結果や富山市障害者自立支援協議会における協議、さらには、経済や社会の情勢の変化などの国の障害者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や方策の見直しを行います。